

一般廃棄物の収集・運搬委託契約書（案）

沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、一般廃棄物（感染性医療廃棄物を除く。）の収集運搬について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、病院で発生する廃棄物（感染性医療廃棄物を除く。以下同じ。）の収集運搬を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（収集・運搬の方法）

第2条 甲は病院で発生する廃棄物をうるま市指定ごみ袋に入れて所定の場所に保管するものとし、乙はこれを別添仕様書のとおり遅滞なく収集・運搬するものとする。（資源ごみについては透明のビニール袋等に入れるものとする。）

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和5年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（請負金額）

第4条 この契約に基づく請負金額は、 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後に前項の請負金額の24分の1を翌月に甲に請求し、甲は、乙の適正かつ正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。なお、端数については、最終月にその金額と合わせて請求するものとする。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第5条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（支払遅延利息）

第6条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

（入札保証金）

第7条 見積もる契約金額の100分の5以上。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項のいずれかに該当する場合は免除する。

（契約保証金）

第8条 契約金額の100分の10以上。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は免除する。

（一括再委託等の禁止）

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を

受けなければならない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(反社会的勢力に係る解除)

第10条 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、何らの催告をすることなく、本契約を解除することができるものとする。但し、故意又は過失によらずして次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実が判明した後、直ちに当該関係を解消したときはこの限りでないものとする。

一 乙又は乙の役員若しくは実質的に経営に支配的な影響力を有する者(以下「役員等」という。)が反社会的勢力である場合。

二 乙又は乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をしている場合又は、反社会的勢力と何らかの取引その他の関係を有している場合。

- 2 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告をすることなく、本契約を解除することができるものとする。

一 暴力的な要求行為。

二 法的な責任を超えた不当な要求行為。

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為。

五 その他前各号に準ずる行為。

- 3 前2項の規定により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

(事故発生時の対応手順)

第11条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

- 2 事故報告書は、事故発生の日から起算して10日以内に提出するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約履行中、明らかに乙及び乙の職員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一つに該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に違反したとき。

(2) 乙が本契約の解除を申し立て、甲がその事由を正当と認めたとき。

(3) 乙が契約者たる資格を欠いたとき。

(予算の減額による契約の解除)

第14条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(協議)

第15条 この契約に関して疑義が生じたとき、燃料費の高騰等経済状況が著しく変動したとき、又はこの契約に定めのない事項について定めるときは、甲乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宫里281番地
沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光

乙

廃棄物の収集・運搬仕様書

1. 収集場所

- (1) 県立中部病院一般廃棄物保管庫
- (2) 県立中部病院が指定した場所
- (3) 県立中部病院研修医師寄宿舍（南冠寮）

2. 運搬日及び運搬方法

- (1) 運搬日は月曜日から土曜日までの週6回とする。
- (2) 廃棄物を運搬中に飛散させないこと。

3. 廃棄物の種類

- (1) 燃える廃棄物
- (2) 燃えない廃棄物
- (3) 資源ごみ

4. その他

- (1) 運搬車両の事故（車検、故障等）により、運搬業務に支障をきたしてはならない。
- (2) 県立中部病院で排出する廃棄物量を確認する際には協力すること。